

# 区街4号線沿道まちづくり かわら版

第10号  
2016. 11

発行元：中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野

## ◆沼袋区街4号線沿道のまちづくりについて

中野区では、区画街路第4号線の事業認可の取得をはじめ、区画街路第4号線沿道地区の地区計画や都市計画の変更などの取組みを進めています。また、これらと並行して、沼袋地域全体を災害に強いまちとするため、都市防災不燃化促進事業に基づく建替え助成の導入を予定しています。

本号では、都市防災不燃化促進事業について紹介します。

## ◆都市防災不燃化促進事業に関する意向調査の実施について

都市防災不燃化促進事業の導入を検討するため、右図の不燃化促進区域（予定）に土地または建物を所有されている方に、意向調査の実施を予定しています。

なお、本調査は都市防災不燃化促進事業の導入に向けた基礎資料とするものであり、区画街路第4号線の整備に伴う用地買収や生活再建等に関する意向調査ではありませんので、あらかじめご了承ください。

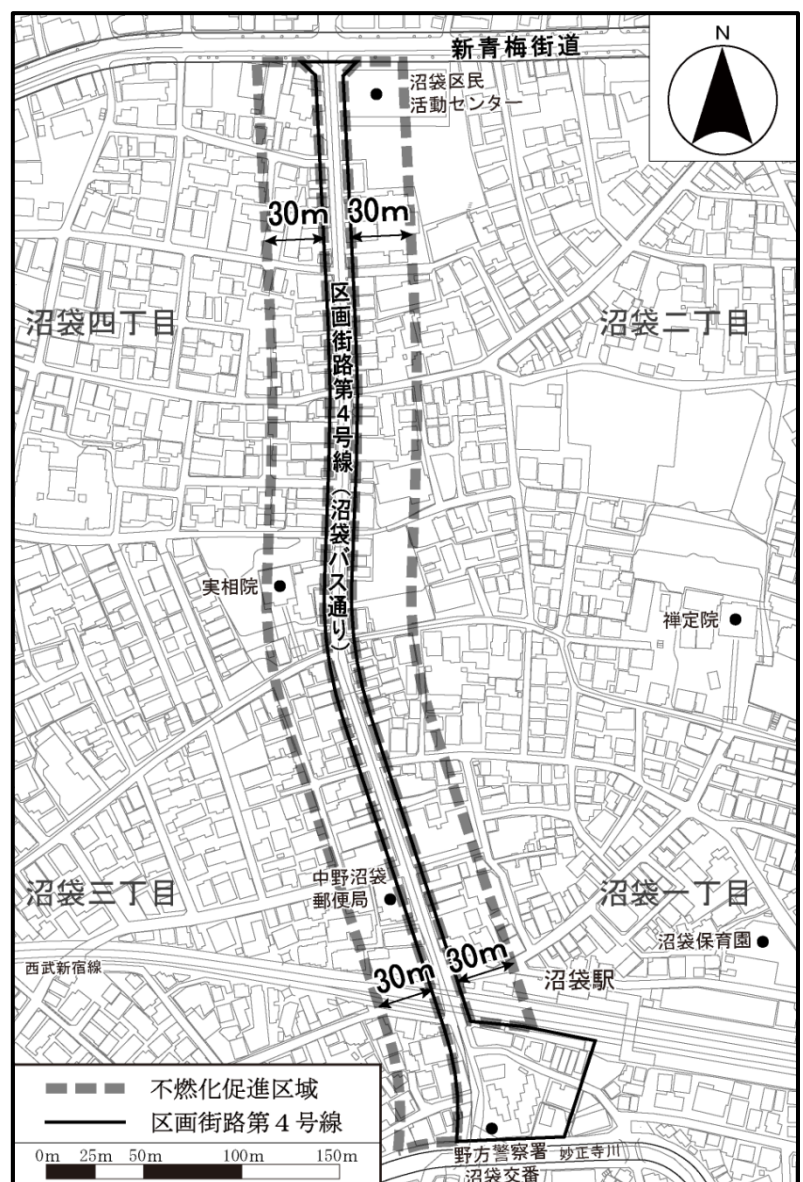
### 【対象】

右図の不燃化促進区域内（敷地の一部がかかる場合を含む）に土地または建物を所有されている方

### 【調査期間】

12月上旬～12月中旬（予定）

※当図面における区画街路第4号線の計画線の位置はおおよそのものです。

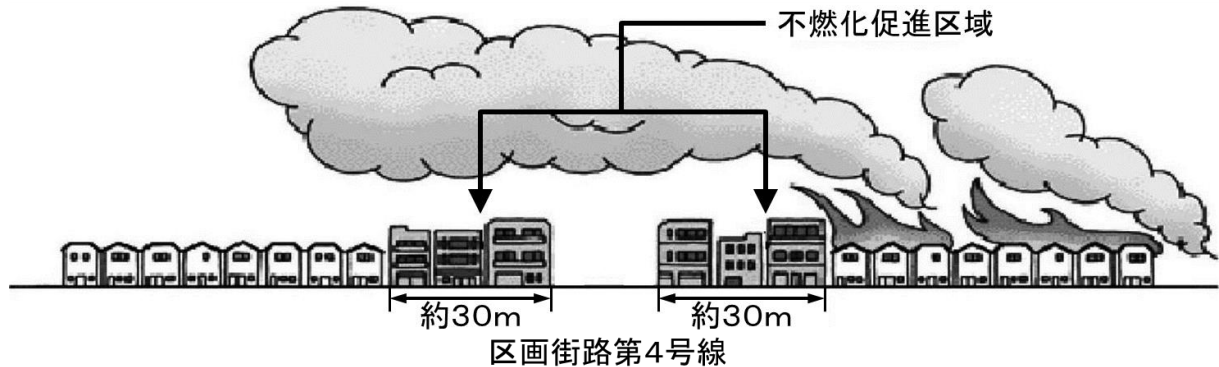


不燃化促進区域図（意向調査対象区域図）

## ◆都市防災不燃化促進事業の解説

### ■事業の目的

- 建物の不燃化を進めることで、大規模な地震に伴い発生する市街地火災の延焼を防止するとともに、避難する区民の方の安全性を高めることが目的です。
- 防災上重要な避難地や避難路の周辺を不燃化促進区域に指定し、その区域内で耐火建築物\*を建築する方又は古い建築物を除却する方に対して、予算の範囲内で建築又は除却に要する費用の一部を助成します。



※耐火建築物とは、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部が鉄筋コンクリート造等の耐火構造となっており、外壁の開口部のうち延焼のおそれのある部分に防火戸等の防火設備を設けた建築物のことです。

### ■助成の対象

- 対象となる建築主は、個人、中小企業です。（ただし、宅地建物取引業者が販売目的で建築するものは除きます。）
- 対象となる区域は、区画街路第4号線の計画線から概ね30m（不燃化促進区域）です。
- 対象となる建築物は、一定の構造・規模などを満たした耐火建築物です。
- 助成は床面積などに応じた基準に基づいて行います。

※助成の期間は、事業の開始後10年間となります。また、上記の内容については、今後、見直しされる場合があります。

※詳細な基準等については、都市防災不燃化促進事業調査対象者にお配りします。

## ◆オープンハウスを開催します！

下記日程にて、沿道のまちづくりに関する情報を分かりやすくお伝えします。  
お気軽にお越しください。

日時：11月28日(月) 13:00~20:00

12月12日(月) 13:00~20:00

場所：沼袋区民活動センター 洋室2号

### 【お問い合わせ先】

中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野

TEL：03-3228-5487（直通）

FAX：03-3228-5417

※連続立体交差事業や沿道まちづくりについては、中野区ホームページにて「西武新宿線沿線まちづくり」や「沼袋区画街路第4号線沿道地区まちづくり協議会」と検索するとご覧いただけます。

※このかわら版は、地区計画の範囲にお住まいの方、営業されている方、土地または建物を所有されている方を対象に送付しています。